

海岸法の概要 ～海岸保全区域と管理者～

海岸管理の主体

○海岸管理者は、原則として都道府県知事。ただし、以下のような場合を除く。

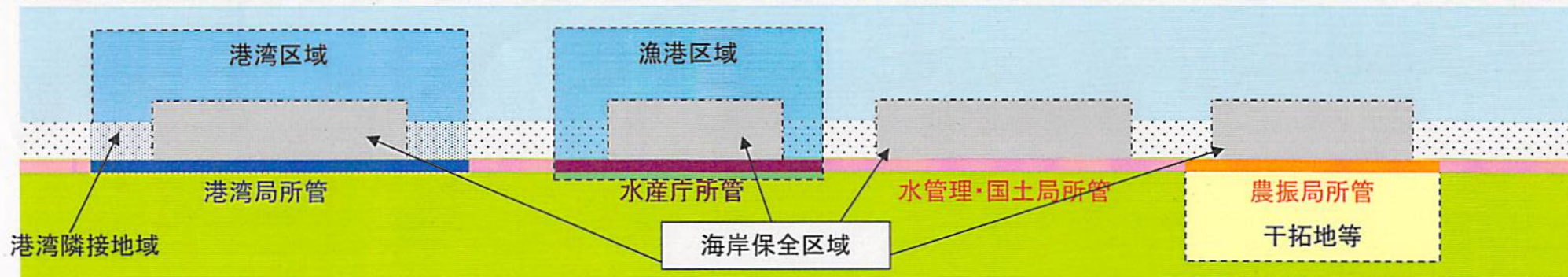
- ・ 都道府県知事が指定した場合等については市町村長
- ・ 港湾区域と重複している部分等については港湾管理者
- ・ 漁港区域と重複している部分等については漁港管理者

○主務大臣による海岸管理、権限代行

- ① 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸については、主務大臣が海岸管理を行う。
- ② 工事の規模が著しく大であるときや、工事が高度の技術を必要とするとき等の場合において、国土の保全上特に重要なものであると認められる海岸は、主務大臣が自ら工事を施行することができる。

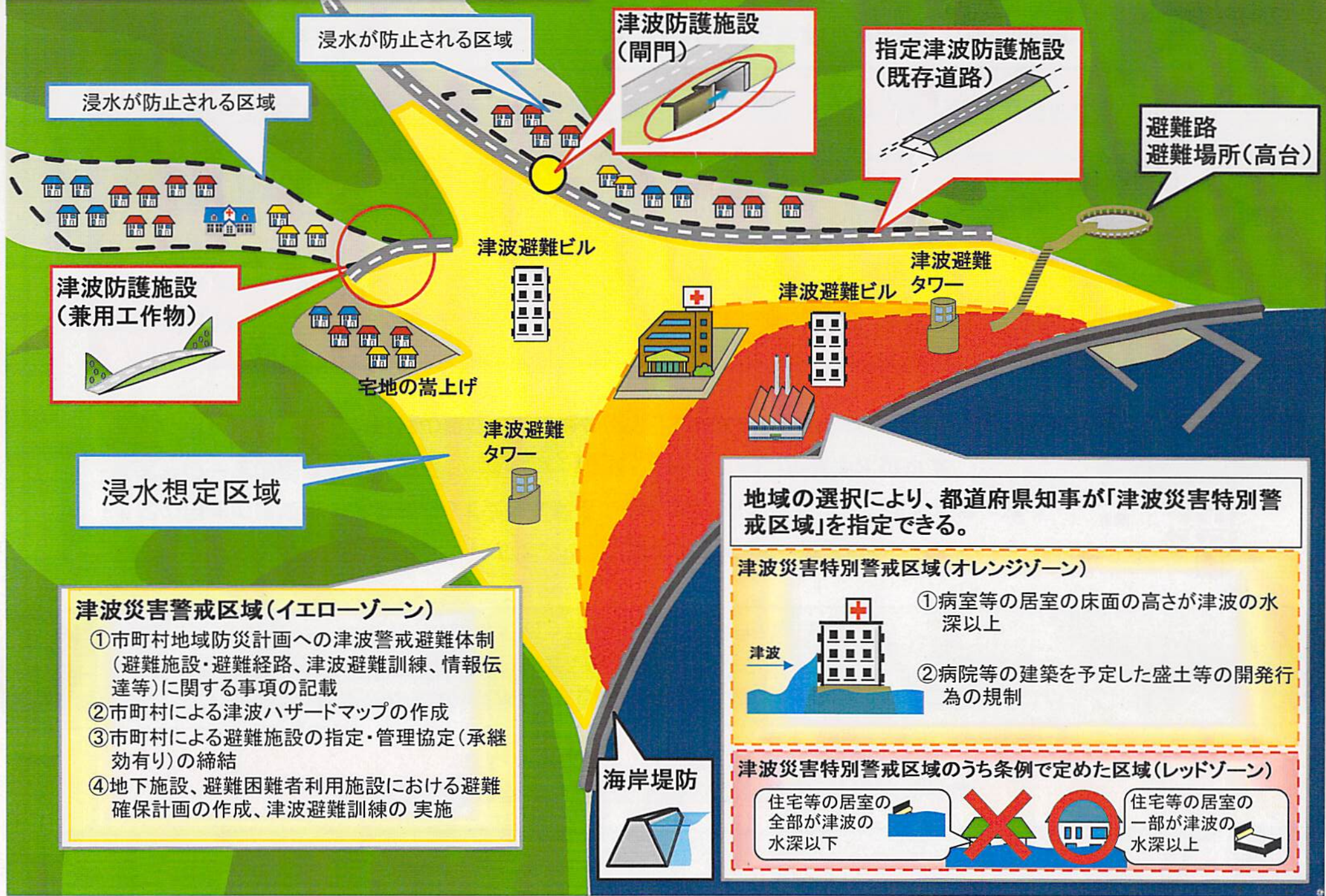
海岸管理の所管省庁

- ・ 干拓地等、漁港区域及び港湾区域に隣接する海岸については、農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省港湾局が各々所管。その他の一般の海岸については、国土交通省水管理・国土保全局が所管。



※ 海岸保全区域以外は一般公共海岸

津波防災地域づくりのイメージ



浸水が防止される区域

津波防護施設
(閘門)

指定津波防護施設
(既存道路)

避難路
避難場所(高台)

浸水が防止される区域

津波防護施設
(兼用工作物)

津波避難ビル

津波避難ビル
タワー

宅地の嵩上げ

津波避難
タワー

浸水想定区域

地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)

①病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上

②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域(レッドゾーン)

住宅等の居室の全部が津波の水深以下

住宅等の居室の一部が津波の水深以上

津波災害警戒区域(イエローゾーン)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定(承継効有り)の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

海岸堤防

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

古賀委員長 次に、小野寺五典君。

小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。きょうも質問の機会をありがとうございます。

通告をさせていただいた順番を少し変えさせていただきますまして、まず冒頭、防潮堤の復旧整備に関する行政の縦割りについて少し質問をさせていただきますかと思えます。

実は防潮堤、今回の津波、震災を含めて、私も地域住民は、防潮堤で暮らしを守ってもらおうということはどうしても大切なことになりまして。ですから、今防潮堤をどの高さにとどこにつくるかということ住民に説明する住民説明会が地域でそれぞれ行われています。

その中で、実は住民が大変混乱することがあります。例えば、この防潮堤、住民から見たら全て同じ防潮堤であります、その所轄する場所によって事業主体がそれぞれ違ってくる。

例えば、これは実際にあった例ですが、気仙沼市の階上地区というところ、ここは四・八キロの海岸、この管轄が、気仙沼市、宮城県の木、宮城県の漁港、そして宮城県の農林、この四つの機関がそれぞれ担当するということで、実はばらばらにそれぞれ住民説明会を行っています。

ですから、住民にしたら、こっちから見ると左側のところは県の土木で、そしてその真ん中のところは気仙沼市で、右側の方は農林で、左側の方は漁港だと。一つの防潮堤なのに、四つの機関がそれぞれ説明会を行う。もうわけがわからない。そして、この高さをこうしてほしい、この場所は今も少しこうしてほしいというお願いをするときに、相談に行っても、これは漁港ですね、これは土木ですね、これは国かもしれない、これは気仙沼市ですね、もうわけがわからない。こんな大混乱が実は現地で起きています。

防潮堤一つとっても、窓口は一つじゃないんですよ。四つの機関がある。こういう縦割りを直していただいて、防潮堤は全部同じものですよ。高さも恐らく同じ地域になるんですよ、一つのエリアであれば、そこはぜひ縦割りを排除してやっていただきたい、そう思っています。

それからもう一つ。同じく防潮堤自身の構造にもあります。被災地の皆さん、例えば横浜国大名誉教授の宮脇昭先生が言う森の防潮堤、できればコンクリートではなくて森が、森林が防潮堤の役割を果たしていただきたい、こういう提案をする方もよくいらっしゃいます。

では、これを実際実現できるかと聞くと、海岸

のところはどうしても防潮堤をつくらなきゃいけないから、これはどちらかというと土木とか、あるいは国でいえば国土交通が技術指導を含めた対応をしますね。ところが、そこから後ろの防潮林、防災林については、これは林野庁とか県の農林関係が担当しますね。

一つの防潮堤にしても、実は、コンクリートでつくる場合と土でつくる場合と森でつくる場合とそれぞれ役所がみんなまたまた違う。こういう防潮堤一つとっても、地域でも役所がばらばら、つくるやり方に関して、各省庁がまだなかなか連携がとれていない。

ぜひこういうものを一つにさせていただいて、窓口一つで、防潮堤はここに相談に行けばできますよ、そして、防潮堤のつくり方にしても、住民の方が安心、安全な、あるいは地域の環境にしっかりと適応した防潮堤、防災林、これをつくっていただきたいという、ワンストップで考えていただく、そういう仕組みにしていきたいと思えますが、復興を担当されます平野大臣に、このような縦割り行政の弊害というのをどのように克服されるか、お話を伺いたいと思えます。

平野（達）国務大臣 まず、防潮堤でありますか、いわゆる海岸堤防であります、委員の御指摘のように、今、四部局が、堤防の背後地に何かあるかによって担当を分けまして海岸の整備、管理を行っているということでもあります。

現地に行きますと、高さは当然のことながら一つの考え方でやりますが、同じ高さなんです、所管によって構造がちよっと違う、これは私から

見てもちよつとどうかなのということもあります。これは古い海岸堤防なのでありますが。

今回は、各部署が、今回の被災を踏まえた上での構造それから高さ、こういつたものについては共同して検討しまして、その方針に沿ってやっていると思います。

あわせて、現地の対応につきましても、できるだけ地権者の方々あるいは地元の方々の混乱を招かないような仕組みについては、委員の御指摘も踏まえまして、しっかり検討させ、対応させるように指導していきたいというふうに思っております。

それから二点目でありまして、いわゆる防潮堤と防潮林の話であります。ちよつと長くなるかもしれませんが。

今回、防潮堤が随分倒れました。あれがもし倒れないとしますと、例えば、十メートルの津波が来たときに、第一波で倒れたとする。第二波でまた十メートルの津波が来ますと、理屈上は十メートルの水がそのまま奥地に入ってしまう。もしあれが倒れないで、それが高さが七メートルだとしますと、第二波は三メートルの一波しかありません。そうしますと、新潟あるいは宮城のように後背地が広い平地では、堤防がもしあのまま立っていたとすれば、もつと浸水の量が少ないですから、被害が少なかったと思います。

三陸は陸と山の距離が短いですからそういう効果はちよつと少なくなりますが、少なくとも平野部ではそういうことが言えると思います。今、堤防は堤防、防潮林は防潮林ということでは

分けて施工をやっておりますけれども、これを仮に、一種のスーパー堤防とは言いませんけれども、前面はどうしてもコンクリートでやる必要がありますけれども、それを全体として、背後地を土を盛つてずつと防潮林にしていくことができれば、これは構造上もかなり堅固なものになりますし、環境との共生にとつてもいい点が出てくると思います。

問題は土量が増えるということでございます。この点につきましては、この点も含めて一体としてやるというようなことがいいんじゃないかということ、林野庁と国交省さんの方にその検討を今求めているところであります。構造上もこちらの方がメリットが多いので、今せっかくの委員の御指摘もございましたので、ぜひともその方向で進めるように、さらに強く後押ししていきたいというふうに思っております。

小野寺委員 ありがとうございます。

防潮堤の相談、これは今後住民の方の非常に高い関心事になりますから、窓口一つで対応できるような、そのための地域の復興庁、復興事務所の役割をぜひ果たしていただきたいと思えます。

また、今大臣おっしゃったように、私は多分こういうことかなと。ハイブリッド型というんでしようか、海から見ると、海岸のところは当然コンクリートで堅牢なものをつくっていく。両面張りをつくることも必要ですが、ただ、そこから、なだらかな形で土を、内陸部から見たら、土がコンクリートを覆うような形でなだらかに傾斜していく。そこに広葉樹が植えられていく。ですから、

越流しても、広葉樹でしっかりと第二波、第三波の減災ができる。こういうハイブリッド型、平野方式という名前をつけていただいてもいいですので、新しいこういうやり方をぜひ検討していただきたい、そのように思っております。

さて、二点目ですが、実は八月二日の農林水産委員会でも質問させていただいたことがございます。今、地域の復興のために、国としては、例えば農林水産業のいろいろな補助金をつけていたり、あるいは経産省中企庁が今回はグループ化補助金をつけていただきました。これは実は、免許繰り越しということで一年しか繰り越しができない。

被災地に行きますと、私、先週もくわ入れをしたんですが、ようやくかさ上げ工事が始まりました。完成は来年の秋ということになります。そうすると、かさ上げして、ようやくかさ上げた土地ができたので、さて工場をつくるのかと思つたときには、二十三年度の補正予算で一番つけていただいた水産加工とか冷蔵庫のグループ補助金はもう既に二年たつてしまっている。

前回、五十嵐副大臣がいらしていますが、そこでお伺いしたときに、幾ら何でも、国の事業がなくてかさ上げができない中で、二年たつたから一回交付内示したお金、補助金を取り上げる、返してください、これは余りにむごいんじゃないかというお話をさせていただきました。ぜひ検討していただきたいということをお話ししましたが、その後の検討状況はいかがでしょう。

五十嵐副大臣 前回もお答えしましたけれども、